

労働基準広報

2019 No.1992

5/1

CONTENTS

特集 障害者雇用促進法の改正法案等のポイント ————— 6

週所定20時間未満の雇用に給付金支給 優良な中小事業主の認定制度を創設

2019年（平成31年）3月19日、「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案」が提出された。今回の改正法案では、民間事業主に対する措置のみではなく、国及び地方公共団体に対する措置として、民間事業主と同等以上の義務を課す規定が盛り込まれていることも特徴といえよう。民間事業主に対する措置としては、①週所定労働時間が一定範囲内の者を雇用する事業主に対して「特例給付金」を支給する仕組みの創設、②中小事業主を対象に障害者雇用に関する優良認定制度の創設——が盛り込まれている。これら2つの項目の施行期日は、2020年（令和2年）4月1日とされている。

（編集部）

● 弁護士 & 元監督官がズバリ解決！
～労働問題の「今」～ ————— 14

〈第57回〉働き方改革関連法② — 時間外労働の上限規制
月100時間未満・2～6か月80時間以下の
上限は休日労働を含めて管理する必要が

4月1日施行の改正労基法による時間外労働の上限規制で特に注意が必要なのは、今回の改正による、1か月の上限（月100時間未満）、2～6か月の上限（平均80時間以下）については、時間外労働と休日労働を合計した実際の労働時間に対する上限であり、休日労働も含めた管理をする必要がある点である。

（弁護士・森井利和 & 特定社会保険労務士・森井博子）

● 知れば得する社会保険 ————— 30

第15回 「障害基礎年金～20歳前の傷病による
障害・併給の調整～」

20歳未満の傷病で障害状態に該当
する者も20歳に達した日等に支給

（編集部）

● NEWS ————— 1

（厚労省・31年度の地方労働行政運営方針を策定）労働時間の状況把握は全労働者対象を周知／（東京都が事業所・従業員に調査）育休取得者復帰への支援「実施していない」が5割／（厚労省・効果的な産保活動の事例集）産業保健チームを活用した課題解決の取組み示す／ほか

● 企業税務講座 ————— 34

第99回 消費税率引上げの経過措置と軽減税率制度
施行日前後の取引に要注意

（弁護士・橋森正樹）

● 本誌読者アンケート — 29 ● 連載 労働スクランブル[®]（労働評論家・飯田康夫） — 40 ● 行政案内／「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱 — 42 ● わたしの監督雑感 山形・山形労働基準監督署副署長 阿久津拓也 — 54 ● 編集室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します（29ページ）

労務相談室

回答者

育 介 法 [有期社員が入社後にすぐに育休申し出] 手続きで無期社員と違いは — 48 特定社労士・藤岡衣里子
労働基準法 [住宅手当と家族手当を合わせた生活補助手当] 割賃の算定基礎が — 50 弁護士・平田健二
派 遣 法 [非正規社員等への労働条件等の説明] 具体的な内容は — 52 弁護士・平井彩

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

本誌ご購入の皆様へ

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内